

## 京都市立病院紀要投稿規定

1. 本誌は京都市立病院の機関誌として年 2 回（2 号）発行する。
2. 原則として投稿者は本院の職員とする。但し当院職員以外の者であっても編集委員の承認を得た場合はこの限りでない。
3. 本誌の内容は主に医学およびこれに関連ある内容の論文とし、その他学術活動を広く記録する。なお論文は他誌に未発表のものに限る。各号の内容は、1 号は総説・院内合同研究発表会の論文・海外研修報告と院内研修会報告を中心とする。2 号は、総説・研究・症例報告・CPC 報告・研究業績集（原著・学会報告等）とする。また、本誌に投稿される研究・症例等患者を対象とした研究については、「執筆要領の倫理規定」を遵守すること
4. 掲載論文の採否は編集委員が査読したうえで編集委員会で決定する。また、審査の結果、修正、削除、加筆を依頼することがある。内容等については著者が全責任を負うものとする。
5. 原稿執筆の要領は次のとおりとする。（詳細は「執筆要領」参照）
  - 1) 原稿はワープロ原稿で、A4 版サイズを用い、原則として邦文とし、横書き、平カナ、当用漢字、現代カナ使いを使用する（デジタルデータをメールあるいは CD-R にて提出すること。入力方法等については、別に定める）。
  - 2) 論文には英文タイトルおよびローマ字による著者名を併記する。
  - 3) 論文には 5 コ以内の日本語キーワードとそれに対応する英語のキーワードをそれぞれの要旨、Abstract のあとにつける。
  - 4) 論文には最初 200 字程度の和文要旨と最後に英文抄録をつける。
  - 5) 論文は総説、原著は 400 字詰め原稿用紙 15 枚、図表 10 枚以内、症例報告の場合は原稿用紙図表をあわせ 15 枚以内を原則とする。
  - 6) 図表原稿は明瞭に書き標題をつける（図は下方に、表は上方に）。  
写真は手札型のものを A4 版用紙に貼付する。デジタル原稿（画像・図表）はデータファイルとプリントをつける。
  - 7) 図表、写真の挿入箇所は原稿用紙の右欄に朱書する。
  - 8) 日本語で表せる用語は、できるだけ日本語で表し、外国語をさける。ただし、外国人名、地名、酵素名、生化学的な物質名、薬品名は原語またはカタカナを用いる。また、略名は最初の表記をフルネームにしカッコして略語を書くこと。
  - 9) 度量衡は C.G.S 単位とし、km, mm, l, dl, kg, g, mg, mEp/l, mg/dl などを用い、数字は算用数字を用いる。
  - 10) 文献は出現順に番号を付し、本文の終わりにまとめて記載する。  
外国誌は List of Journals indexed for Medline、邦文誌は公式の略称または医学中央雑誌収載 目録による。  
雑誌の場合：著者名は 3 名までを全員を記載する。4 名以上の著者の場合は 3 名までを記載し、「他」あるいは外国語文献の場合は「et al」とする。：表題、雑誌名 年号（西暦）；巻：頁 - 頁。  
単行本の場合：著者名：題名。（in）書名、編著者名、出版地、出版社、出版年号（西暦）、頁 - 頁。を記入する。
6. 編集の都合により原文の論旨を変えない範囲で著者に訂正を求めることがある。
7. 校正は著者が行い、誤植の訂正程度にとどめる。版の組みかえは行なわない。
8. 掲載料は無料とする。別刷は論文一編に 20 部とする。それ以上は実費を徴収する。
9. 掲載原稿は原則として返還しない。返還を希望するものはあらかじめ編集委員に申し出ること。
10. 論文提出期日、編集要旨については編集委員会より別に定め掲示する。メ切りは厳守されたい。
11. 倫理規定  
医学研究のための研究・症例報告は、医学・医療の進歩に貢献するための重要な役割を果たしている。  
しかし、患者の生命、健康、プライバシーおよび尊厳をまもることは、医療者・研究者側の責務である。本誌に掲載する論文等において、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報には十分な配慮をしなければならない。患者のプライバシー保護のために以下のとおり定める。
  - 1) 患者個人の特定が可能な氏名、I D、イニシャルまたは「呼び名」などの愛称は記載しない。
  - 2) 患者の住所は記載しない。ただし、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までは記載することを可とする。（京都府、京都市など）
  - 3) 治療経過の日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合はよい。
  - 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
  - 5) 既に他施設において診断・治療を受けている場合は、その施設名ならびに所在地を記載しない。  
ただし、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合は、この限りではない。
  - 6) 人物写真の使用が不可欠な場合、目の部分を隠すなど対象者の身元が特定できないように配慮する。目疾患の場合は、顔全体がわからないように考慮する。
  - 7) 症例を特定できる生検、手術摘出標本、剖検、画像情報などに含まれる番号などは削除する。  
以上の事項を配慮してもなお個人が特定化される場合には、発表に関する同意を患者（あるいは 家族）から得るか、当院の倫理委員会に検討を要請し承認を得ることとする。同意を得た場合は、その旨掲載記事に示さされていることとする。  
すべての医学研究のための基本原則は、世界医師会総会において承認されたヘルシンキ宣言に基づく
12. 著作権
  - 1) 本誌掲載された論文の著作権は京都市立病院に帰属する。（著作権法 第 27 条翻訳権・翻案権、第 28 条二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）なお本誌に掲載された論文等の著作物は、原則として電子化（PDF 形式等）し、近畿病院図書室協議会共同リポジトリを通じてコンピュータネットワーク上に公開する。
  - 2) 掲載する前に考慮すべき点として、重複または二重掲載のないこと（既に掲載されたことのある論文と本質的にオーバーラップしない）学術集会において発表された報告など会議録もしくはそれに類似する形式の掲載以外正式に出版されていない場合は、その投稿を妨げる者ではない。
  - 3) 投稿する論文に載せる図表（写真も含む）が既に公表されたものである場合、オリジナルの出典を明示し、必要に応じ、著作権所有者の書面による承諾を得ること。万一、執筆内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合は執筆者がその責を負う。

---

## 編集委員会

委員長 岡野 創造  
委員 竹中 秀也 井内 盛遠 田村 真一  
森 友彦 小芝 泰 長谷川 和昭  
藤本 輝 前田 景子 岸本 怜美  
飛鷹 伸枝 明山 純子 小林 慎司  
谷口 美樹 岡村 寿子

---

## 編集後記

新型コロナウイルスの世界的な大流行の中、紀要第40巻第1号ができあがりました。ノーベル文学賞者のカミュが1947年に著した「ペスト」では、カミュが生まれ育ったアルジェリアのオラン市で、ペストが流行したことを想定してその顛末が記されています。つまりカミュの頭の中で想像されたフィクションです。原因不明の死者が多数出て、伝染病を疑い様々な対策がとられます。隔離病棟の確保、オラン市への人の出入りの禁止、港を遮断、海水浴を禁止、毎日病疫時報として新聞で死者数を報告、疲労困憊した医師たち、途方に暮れた知事、電車の中ではマスクをしてお互い背を向け合い、死者は死亡後も家族と隔離、観光業界の破滅、不足品の高値とそれにつけ込む商売人、隔離所として用意されたホテルなど。現代の我々がとっている感染症対策や状況とほとんど変わらないのです。これは、カミュの卓見なのか、感染症に対しては大きな進歩が期待できないのか、あらためて考えさせられました。小説では上記の対策の中で自然に感染が収束していきますので、我々も日々の努力とともにそれを期待しましょう。

さて、紀要第40巻第1号の内容ですが、第17回合同研究発表会のうちの10題と海外研修報告が1題です。いずれも興味深い内容です。是非ご一読ください。新型コロナウイルス感染症の流行で、診療制限が行われたり、いろんな研究会や学会が中止されたり限定的な内容になり、自粛ムードになりがちですが、今後とも積極的に投稿をお願いし、紀要を盛り上げていただきたいと思います。

何か意見がございましたら、編集委員までお知らせください。

紀要編集委員長 岡野創造（診療部統括部長、小児科部長）

---

## 京都市立病院紀要 第40巻 第1号（通巻57号）2020年

令和2年9月9日 印刷  
令和2年9月15日 発行

編集者 京都市立病院紀要編集委員会  
発行者 黒田 啓史  
発行所 地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院  
〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1-2  
電話 (075) 311-5311番

印刷所 橋本印刷

---